

議案第25号

佐野市建築物等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例
の制定について

佐野市建築物等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市建築物等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築物等の管理不良状態の発生を防止し、及び解消するための措置等について必要な事項を定めることにより、本市の生活環境を保全し、もって市民の健康で安全な生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及びその敷地をいう。

(2) 管理不良状態 ごみその他の物品が堆積し、又は散乱した状態であって、次のいずれかの状態に該当するものをいう。

ア 悪臭が発生している状態

イ ねずみ、はえ、ごきぶりその他の衛生上有害な虫その他の動物が発生している状態

ウ 火災が発生するおそれがある状態

エ 当該物品が崩落するおそれがある状態

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該建築物等又はその周辺の生活環境が著しく損なわれている状態

(3) 所有者等 建築物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、建築物等が管理不良状態になるおそれがあり、又はその状態にあると認めるときは、その状態について調査を行い、管理不良状態になるのを未然に防ぐための対策又は管理不良状態を解消するための措置を講

じなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、自己が所有し、占有し、又は管理する建築物等が管理不良状態にならないよう適切に管理しなければならない。

(地域住民との連携)

第5条 市長は、建築物等の管理不良状態の発生を防止し、及び解消するに当たっては、地域住民と連携して取り組むものとする。

(情報の提供及び助言)

第6条 市長は、建築物等の管理不良状態の発生を防止し、及び解消するため、当該建築物等の所有者等に対し、必要な情報の提供及び助言を行うことができる。

(調査、報告等)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築物等における物品の蓄積等の状態、当該建築物等の使用若しくは管理の状況若しくは所有関係その他必要な事項について調査をし、又は当該建築物等の所有者等その他の関係者に対して報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係機関に対し、報告又は協力を求めることができる。

(立入調査等)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして、当該建築物等に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、規則で定める身分を示す証明書（以下「身分証」という。）を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 所有者等は、正当な理由がなく、第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしてはならない。

4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、建築物等が管理不良状態にあると認めるときは、その所有者等に対し、管理不良状態を解消するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者がその指導に係る措置を講じないときは、当該指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、その指導に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を行うときは、あらかじめ、第14条第1項の佐野市生活環境保全審議会（以下「審議会」という。ただし、同項を除く。）の意見を聴かなければならない。

(公表)

第11条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、佐野市行政手続条例（平成17年佐野市条例第10号）に規定する弁明の機会の付与の例により、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないため行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の代執行を行うに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(緊急安全措置)

第13条 市長は、市民の生命、身体又は財産に危害が及ぶ急迫した状況においては、第9条第1項の規定による指導、同条第2項の規定による勧告

又は第10条第1項の規定による命令の手続を経ずに、必要最小限度の措置を講ずることができる。

- 2 前項の措置を講ずる職員は、身分証を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の措置に要した費用は、当該措置を講じた建築物等に係る所有者等の負担とすることができる。
- 4 市長は、第1項の措置を講じた場合は、審議会に報告をしなければならない。

(佐野市生活環境保全審議会)

第14条 市長の附属機関として佐野市生活環境保全審議会を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 第10条第2項の規定による意見の聴取につき、意見を述べること。
 - (2) 第12条の規定による意見の聴取につき、意見を述べること。
 - (3) 建築物等の管理不良状態の発生の防止及び解消に関し、市長が審議会の意見を聴く必要があると認める事項につき、意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、建築物等の管理不良状態に関する専門的な事項に関し調査審議を行い、又は市長に意見を述べること。
- 3 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 4 審議会の委員は、建築物等の管理不良状態の発生の防止及び解消に関し、優れた知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会の委員は、再任されることができる。
- 7 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第16条 正当な理由がなく第8条第3項の規定に違反した者は、30,000

0円以下の過料に処する。

- 2 正当な理由がなく第10条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

理 由

建築物等の管理不良状態の発生を防止し、及び解消するための措置等について必要な事項を定めるため本条例を制定したいので提案するものです。